

兵高教組

2025年7月18日

調査情報13号

高教組、兵庫教組から県教委に要求

改定給特法附帯決議(定数改善、超勤縮減、2級適用等)の早期実現を 義務教特別手当・給料の調整額等の手当引き下げ、主務教諭導入に反対

7月18日、高教組、兵庫教組(義務制学校の組合)の両教組で「改定給特法成立後の賃金手当および勤務に関する要求書」を県教委に申し入れました。6月11日、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)他関連法の一部が参議院で21もの附帯決議とともに採択され成立したことを受けています。教職員の賃金と労働条件に関わることとして交渉を求めています。

改定給特法のポイント

- ①教職調整額を4%から1年1%ずつ10%に引き上げ(義務教育等教員特別手当と特別支援学校の「給料の調整額」を削減)
- ②教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画(=勤務時間削減計画)の策定
- ③「主務教諭」をおくことができる
(兵庫では「教諭」と「主幹教諭」の間)
- ④担任手当を支給できる
(特別支援学校には不支給)
- ⑤2026年1月1日より施行

※「調査情報09号」でも紹介しました。

「1箇月あたり30時間程度までは時間外在校等時間を認めるという趣旨ではない」
(参議院附帯決議)

改定給特法でも、教員の超過勤務は「限定4項目」以外は、教員の自主的な行動

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

「働き方改革の目的は…教職員定数の改善など教育条件の整備も一体として同時に進めること」

(衆議院・参議院附帯決議)

1箇月30時間としても縮減するためには、教職員定数の増が必要です。

高教組は、県教委に、国に教職員定数の計画的な改善を促進するよう要望すると共に、県独自で定数改善を実施し、早期に高校35人以下学級と、特別支援学校の定数を大幅に改善することを要求しています。

「働き方改革については…業務の見直しや支援スタッフの予算化など…実施することが必要」
(参議院附帯決議)

現在も業務支援員の方が配置されていますが、高教組はこの附帯決議を受け、「専門的な知識技能や資格等を有する職員を各校に配置すること」と要求しています。県の担当者に繋がりにくい電話で対応を求める方法より、各校に専門的知識を有した常勤の業務支援員の配置を求めます。

「臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令は可能…教育委員会に周知徹底する…財政措置がされることも周知すること」
(参議院附帯決議)

表題の附帯決議の前に「常勤講師と同等の職務を遂行している」とあります。また、法案審議の際、あべ文部科学大臣からも二級適用可能と答弁がありました。

県教委に直ちに全ての常勤講師に二級適用をするよう要求しています。

「教職調整額の引き上げが他の教育予算の削減に繋がることがないよう、必要な財源を確保すること」
(参議院附帯決議)

本田由紀東大大学院教授は、参議院の参考人として「1966年当時、残業約8時間で教職調整額は4%。これを適用すると、2022年度の教員勤務実態調査で、小学校は約41時間、中学校で約58時間、適正な調整額割合は、小学校は20.5%、中学校は29%でなくてはならない。30時間に抑えても15%は必要」と発言されています。

10%になっても全く労働の対価に見合いません。他の手当の引き下げを原資とすることなどあり得ません。

「教職調整額の引き上げに際し、義務教育等教員特別手当、給料の調整額等の他手当の引き下げを行わないこと」と要求しています。

「主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置」
(衆議院・参議院附帯決議)

教職員の協力・共同体制を破壊しかねない「主務教諭」の導入は不要と要求しています。